15　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16　法第292条第１項第４号の２イ(1)又は令和２年旧法第292条第１項第４号の５イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

17　法第292条第１項第４号の２イ(2)又は令和２年旧法第292条第１項第４号の５イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

18　法第292条第１項第４号の２イ(3)又は令和２年旧法第292条第１項第４号の５イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第二十号様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙七十一　挿入］

第二十号様式別表一の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙七十四　挿入］

第二十号様式別表一の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙七十六　挿入］

第20号様式別表１の３記載要領

1　この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項若しくは令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項又は令和２年改正法附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２～４　略］

5　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分㊹」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(1)）の㉒の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑱の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の㉗の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別

14　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

15　法第292条第１項第４号の５イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

16　法第292条第１項第４号の５イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

17　法第292条第１項第４号の５イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

［新設］

第二十号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙七十三　挿入］

第二十号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙七十五　挿入］

第20号様式別表１記載要領

1　この計算書は、連結法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２～４　同左］

5　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分㊹」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(1)）の㉒の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑱の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の㉗の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び